

茅ヶ崎市電子契約サービス説明会 質疑応答内容

Q1) 契約日は、契約保証の締結前に分かるのでしょうか。

A1) 基本的には、契約の履行開始日を契約書に記載していますので、それ以前の日付で事業者様が署名頂いた以降の日で、市が署名した日をもって契約締結日という形になります。

ただし、工事・コンサルの契約の場合は、落札決定日にメールにて、契約日の記載のある契約書見本を送付しますので、そちらをご確認ください。(茅ヶ崎市より回答)

Q2) 契約保証の締結に契約日が必要なので、提出はそれ以降になりますよね。それでよいのでしょうか。

A2) 工事・コンサルの契約の場合、落札決定日にメールにて、契約日の記載のある契約書見本を送付します。そちらをご確認いただき、契約日までに契約保証に関する書類をご提出いただくようお願いいたします。(茅ヶ崎市より回答)

Q3) 利用者メールアドレスは電子入札システムに登録してあるアドレスでなくても良いのでしょうか。

A3) 電子入札システムに登録してあるアドレスでなくても構いません。(茅ヶ崎市より回答)

Q4) 電子証明書の法改正により猶予期間は2年と言っていましたが、2年後以降はどうなりますか。

A4) 2年後は電子帳簿保存法のルールに従う必要があります。(GMOより回答)

Q5) 電子証明書のスマホベースでの認証を日本通信という会社が国から認証を受けてましたが、それと今回の電子証明書は関係があるのでしょうか。2年後はその認証が必要になりますか。

A5) GMO サインで利用する電子証明書は GMO グローバルサインで発行する電子証明書になります。ご質問の電子証明書は関係ございません。2年後も関係ございません。

<https://www.rct.j-com.co.jp/fpos> (GMOより回答)

Q6) 電子署名は特に作業はいらないのでしょうか。

A6) 来たメールに署名ボタンを押すのみなので、事前準備は不要です。

弊社専門サポートセンターから電話等でサポート可能です。(GMOより回答)

Q7) 工事の場合、事後審査書類提出時に「電子契約にかかる申請書」の提出とありますが、この申請書のみ電子提出で、あとの書類は今まで通り持参にて提出ということでしょうか。

A7) 後日市ホームページで詳細を発表する予定です。(茅ヶ崎市より回答)

Q8) 後日マニュアルはお送り頂けるのでしょうか？

A8) 市ホームページにて、茅ヶ崎市電子契約締結ガイドをダウンロードいただけます。また、操作手順も動画でご覧いただけるよう準備しております。(茅ヶ崎市より補足)

Q9) 基本的には代表者が処理する方がスムーズと言う事ですね。

A9) はい。(GMO より回答)

Q10) 電子契約に関する申請書の文書で事務担当者の記載欄がありますが、事務担当者の役割と署名者設定の他の人に依頼するの違いは何ですか？

A10) 事務担当者は、本市と契約を締結するために、本市とやりとりする担当者となります。その方が署名することを想定していますが、その方でなく別の方が署名する場合は署名者変更機能を使用して利用メールアドレスとは別のアドレスを指定することも可能です。(茅ヶ崎市より回答)

Q11) 担当者が署名をするということは、代表者が必ず自分で署名するという事ではないのですか？

A11) 誰が署名するかはそれぞれの事業者様で決めていただくが、茅ヶ崎市から署名メールが届いたときに、メールアドレスが印鑑替わりになるので、そのメールアドレスの方が契約の内容に合意したという証憑として残るので、代表者が承認したいときは署名メールアドレスを代表者宛てに転送することも可能です。基本は代表者様が直接茅ヶ崎市から署名メールを受け取ることを想定しているが、社内的に事務担当が署名メールアドレスになる場合もあり、それぞれの事業者のガバナンスによることになります。(GMO より回答)

Q12) 利用手順、業務フローに関しては、今後契約検査課へお問い合わせすればよろしいでしょうか。

A12) はい。市のホームページに「茅ヶ崎市電子契約締結ガイド」を掲載しておりダウンロードも可能です。GMO サインにお問い合わせいただいても回答可能です。(茅ヶ崎市より回答)